

2026年版 立山マウンテンガイド制作業務プロポーザル実施要領

1 趣旨

2026年版 立山マウンテンガイドを制作するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受注者を選定するために必要事項を定めるもの。

2 業務の概要等

- | | | | |
|-----------------|---|-----|---------------------------|
| (1) 業 | 務 | 名 | 2026年版 立山マウンテンガイド制作業務 |
| (2) 業 | 務 | 内 容 | 業務仕様書のとおり |
| (3) 期 | | 間 | 契約締結の日から令和8年3月31日 |
| (4) 予算額（業務費の上限） | | | 1,540,000円（消費税及び地方消費税を含む） |
- ※上記予算額は、契約時の予定額を示すものではありません。

3 参加資格

次に掲げる全ての項目を満たす者とします。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与している法人その他の団体又は個人に該当しない者
- (3) 提案内容を確実に遂行できる十分な執行体制及び企画立案能力を有している者
- (4) 必要に応じて作業報告、立山町内での打合せ等ができる体制がとれる者

4 業者選定方法

公募型プロポーザル方式により事業者を決定する。プロポーザル参加者から提出された企画提案書の内容を審査し、総合的に最も優れた提案をした事業者を採用者として選定する。

5 プロポーザルの概要

(1) プロポーザルの参加申込み

本プロポーザルの参加を希望される場合は、電子メールにより、企画提案参加申込書（別紙様式1）を令和7年10月31日（金）17時までに、（一社）立山町観光協会（以下、全ての書類の提出先）に提出してください。

(2) 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、電子メールにより、質問書（様式自由）を令和7年10月31日（金）17時までにメールにて提出してください。提出された際は、その旨を電話にてお知らせください。なお、電話及び口頭による質問は受けません。質問に対する回答は、すべての参加者に対してメールにて通知します。

6 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの申込みをされた事業者は、郵送または持参により、以下の書類を令和7年12月1日（月）17時（必着）までに提出してください。ただし、提出する案の数に限りはございません。

(1) 企画提案書（様式自由）

(2) 2026年版 立山マウンテンガイド 1部

業務仕様書を参照のうえ、制作すること。なお、本事業の目的、趣旨に沿った提案であり、委託金額の上限の範囲内で行うこと。

(3) 経費見積書（様式自由）

・内訳を記載すること。

7 事業者の決定

提出された企画提案書等をもとに、審査員が総合的に評価し、採用者を決定します。
審査結果は、参加者全員に書面にて通知します。

8 その他

(1) 次に掲げる場合については提案を無効とします。

ア 所定の日時、場所に書類を提出しなかった場合。

イ 本プロポーザルに関する条件、指示事項に違反した場合。

(2) 本プロポーザルの企画提案書等作成経費は参加者の負担とします。

(3) 提出書類の差替、変更、再提出は認めません。また、提出された企画提案書等の提出書類は返却しないものとしますので、あらかじめご了承ください。

(4) プロポーザル参加申込み後に辞退する場合は、令和7年12月1日（月）17時までに辞退届（任意様式）を提出してください。

(5) 本プロポーザルの結果は、採用・不採用にかかわらず、後日書面で通知します。
なお、決定経緯及び決定理由等に関する問合せには応じないものとします。

(6) 採用者とは、内容を別途協議のうえ、契約を締結します。業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。採用者と企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な条件などの協議を行い、調整が整った場合に（一社）立山町観光協会との随意契約の手続きを行うものとします。

(7) 業務により新たに生じた著作権（キャッチコピーを作成し盛り込んだ場合は、そのコピーも含む。）は、（一社）立山町観光協会に属するものとします。

9 スケジュール

(1) プロポーザル参加申込期限	令和7年10月31日（金）17時
(2) 質問書提出期限	令和7年10月31日（金）17時
(3) 質問回答期限	令和7年11月 7日（金）
(4) プロポーザル企画提案書提出期限	令和7年12月 1日（月）17時
(5) 審査結果通知	令和7年12月24日（水）以降

(6) 契約締結

令和7年12月下旬～令和8年1月上旬

10 提出先・問合せ先

(一社)立山町観光協会 担当：青木・山崎

〒930-0221 中新川郡立山町前沢1209-18 駅前プラザ1階

TEL：076-462-1001／ FAX：076-413-4434

E-mail：tateyamakk@hyper.ocn.ne.jp